

## 三春町文化部活動支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小学生、中学生及び高校生（以下「小中学生等」という。）の文化部活動を推進する活動を行う団体を支援するために交付する三春町文化部活動支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月15日規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の交付の対象者)

第2条 交付金の交付の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、三春町内に所在し、小中学生等の文化部活動を推進する活動を行う団体とする。

(交付金の交付を受けるための要件)

第3条 対象者は、交付金の交付を受けるに当たって、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 町内に所在し、小中学生等の文化部活動を推進する活動を実施すること。
- (2) 小中学生等が6人以上参加すること。

(交付対象)

第4条 交付金の対象となる活動は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 定期的な練習及び指導
- (2) 主催公演等の開催
- (3) その他公演等への参加

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲以内で町長が別に定める。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三春町文化部活動支援交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 名簿（小中学生等の参加状況がわかるもの）
- (3) 事業計画が確認できる書類の写し（総会資料など）
- (4) 活動状況が分かる書類（事業実績報告書や写真など）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による交付金の交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付金の交付決定をしたときは、速やかに三春町文化部活動支援交付金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければならない。

(交付金の概算払)

第8条 交付金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付金の概算払を受けようとするときは、三春町文化部活動支援交付金概算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の3月31日(同日が閉庁日の場合はその直前の開庁日)までに、三春町文化部活動支援交付金実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付事業等の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、規則第14条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 町長は、交付決定者が、法令、規則、本要綱等に違反したとき、又は不正その他不適当な行為をしたときは、交付の決定を取り消すことができるものとし、規則第10条に規定する補助金等交付取消通知書により通知するものとする。

(交付金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した交付金の全部を返還させることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

三 春 町 長

住所

申請者

氏名

三春町文化部活動支援交付金交付申請書

交付金の交付を受けたいので、三春町文化部活動支援交付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

活動の場所	
活動内容	
総事業費	円
その他	

添付書類

- (1) 規約
- (2) 名簿（小中学生等の参加状況がわかるもの）
- (3) 事業計画が確認できる書類の写し（総会資料など）
- (4) 活動状況が分かる書類（事業実績報告書や写真など）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

三春町指令（文書の記号）第 号

申請者 住 所

氏 名（団体にあつては団体名及び代表者氏名）様

三春町文化部活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで提出された三春町文化部活動支援交付金交付申請書に対し、次のとおり交付金を交付することと決定したので、三春町文化部活動支援交付金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

三春町長

印

交 付 金 交 付 額	円
交 付 条 件	
摘 要	

年 月 日

三 春 町 長

住所

申請者

氏名

㊞

三春町文化部活動支援交付金概算払請求書

年 月 日付け三春町指令生涯第 号で交付決定のあった 年度三春町文化部活動支援交付金について、下記により概算払により交付して下さるよう請求します。

記

1 概算払交付請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
(フリガナ) 口座名義	
口座種別	
口座番号	

年 月 日

三 春 町 長

住所

申請者

氏名

三春町文化部活動支援交付金実績報告書

年 月 日付け三春町指令生涯第 号で交付決定のあった 年度三春町文化部活動支援交付金について、下記のとおり事業を実施したので、三春町文化部活動支援交付金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

活動期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
小中学生等の参加状況	小学生 人、中学生 人、高校生 人 計 人
活動内容	定期的な練習及び指導の状況
	主催公演等の開催状況
	その他公演等への参加状況

交付決定額	変更交付決定額	概算払額	実績額	請求額
円	円	円	円	円